

奈良県広域水道企業団告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、奈良県広域水道企業団の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

令和7年4月1日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

1 出納取扱金融機関

株式会社南都銀行

2 収納取扱金融機関

奈良県農業協同組合

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社りそな銀行

株式会社三十三銀行

株式会社京都銀行

株式会社関西みらい銀行

株式会社紀陽銀行

株式会社あいち銀行

京都中央信用金庫

大阪シティ信用金庫

奈良信用金庫

大和信用金庫

奈良中央信用金庫

近畿労働金庫

株式会社ゆうちょ銀行。ただし、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県に所在する店舗（日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局を含む。）で、ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業の業務を行うものを含む。）においてのみ取り扱わせる。